

3 特許統計データの経済学的分析に関する調査研究

近年、経済のグローバル化により知的財産権が産業に及ぼす影響は益々増大しており、今後、適切な知的財産政策の立案のためには、知的財産権についての基礎データを整備し、産業への影響を検討するとともに、知的財産権が産業界等に及ぼす経済的・経営的效果等についても十分に検討していく必要がある。

特許庁では平成14年度に知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産活動調査を開始し、分析のための基礎データが、現在整備されつつある。

そこで、本報告書では、政策の指針作成に資することを目的として、知的財産活動調査結果を含む特許統計データを活用し、知的財産権とマクロ経済又は企業経営との関連性や産業への影響等について経済学的な分析を行った。また、特許統計データと経済データとを関連づけるための対応表(コンコードダンス)に関し調査研究を行い、また、知的財産活動調査について、その調査結果を踏まえ、調査項目等についての検討を行うとともに、記入者の負担軽減を視野に入れた見直しを行った。

I 総論

技術が企業、ひいては国の競争力に大きな役割を果たすという認識が広まるに伴い、技術の開発と流通にかかわる基本的なルールである知的財産権に関心が集まっている。

また、技術の重要性が広く意識されるようになるのに従い、技術の指標としての特許の意義も理解されるようになってきている。特許の動向を見ることで、技術動向やそれを開発した企業について様々な情報を得ることができ、技術データとして、更には経済データとして、特許データはますます重要になってきている。

しかし、残念ながら特許についての情報は技術内容などについて検索することを念頭において整理されているものが多く、経済・統計データとしては必ずしも使いやすい形になっていない。米国では一流経済学者の組織が特許データベースを作成、公開しており、これと企業の財務データとを結び付けることによって、様々な興味深い経済分析が多数行われてきている。日本でも、このようなデータの整備が望まれる。

特許の重要性が増大する中で、特許が企業戦略について持つ意味も変化している。このことは企業における知財部門の役割の変化にも反映されている。かつては知財部門の機能は開発された技術の特許化するためのサービス提供がその主要な機能であった。今日ではこれに加え、特許によるライバル企業の技術動向分析、市場におけるセグメント構造の把握、また、特許の分析による自社技術のケイパビリティやリソース蓄積状況の把握、更にはこれらをベースに企業の戦略立案に貢献することが知財部門の重要な機能となっている。すなわち、研究開発へのサービス機能から、企業の戦略立案という中枢的な機能を担うようになってきている。

このように、企業にとって知的財産権がより重要性を増すに従い、知的財産にかかわる企業の活動も規模と多様性を

増している。特許庁では平成14年度から企業の知的財産活動に関連した産業財産権別の詳細なデータ収集を行う、「知的財産活動調査」を実施している。その調査結果が平成15年3月に「知的財産活動調査報告書」として特許庁より公表されている。今後この調査は継続的に行われる予定であり、わが国の企業、大学、公的研究機関、TLOなどの知的財産権にかかわる活動の全体像を提供する世界にも例のない貴重なデータとなるものと思われる。

知的財産研究所の特許と経済に関する研究委員会では、平成15年度の研究テーマとして、知的財産権にかかわる企業等の活動についての情報の宝庫とも言うべき、この「知的財産活動調査報告書」を用いた経済分析を採り上げた。本報告書の第Ⅱ部では、その経済分析の結果を収録し、更に、技術と経済を接合した研究・分析を行う際に必要となる特許分類と産業分類の接合(コンコードダンス)についての調査も収録している。第Ⅲ部では、今後の調査の一層の充実に資するために、分析過程で得られたこの調査、及び、調査報告書の様々な問題点や改良すべきと思われる点についても併せて検討し、そのまとめを収録した。(後藤 晃)

Ⅱ 平成14年度知的財産活動調査に基づく経済学的分析

1 企業による特許ライセンスの決定要因

本章は、日本の企業の特許ライセンス行動における産業ごとの特徴を明らかにし、その一側面を説明する理論モデルを構築するとともに、それが実際のデータと整合的であることを実証的に示すことを目的としている。

まず(2)節で、平成14年度知的財産活動調査のデータから日本の企業の特許ライセンス行動を概観し、その産業ごとの特徴を明らかにした。

(3)節では、このような特徴の一側面、即ち、エレクトロニクス産業では医薬品産業等よりも、企業は自社所有特許のうち多くの割合を他社にライセンス供与するという特徴を上記のメカニズムで説明するために、単純なモデルを用いて、企業においてどのような状況でライセンスが行われるかを理論的に明らかにした。特許技術保有企業はライセンス料金の設定を通じてパイの拡大からの利益を吸い上げることができるため、製品差別化の度合いが十分に大きければ、特許技術保有企業は技術を囲い込んで製品市場を独占するよりも、ライセンスを行う誘因を有する。製品差別化の度合いが小さければ、製品市場における競争導入がもたらす利潤の減少がライセンス料金では十分にカバーされないために、独占が選好される。この節では、このようなメカニズムを単純な線型ホテリングモデルを用いて示した。

続く(4)節では、日本の製造業に関し、ライセンス供与活動の活発さの決定要因について産業レベルの実証分析を行った。売上高営業利益率と1企業当たり実施国内特許件数が、自社が所有している実施国内特許のライセンス供与比率に正の影響を、実施特許1件当たりの権利維持費用は負の影響を、それぞれ及ぼしていることが明らかになった。売上高営業利益率は製品差別化の度合いと相関があると考えられ、これは理論モデルと整合的なものである。1企業当たり実施特許件数は、1製品当たり体化されている特許数の代理変数であり、これについても理論と整合的な結果となっている。取引費用変数についても理論モデルと整合的な結果が得られたが、取引費用の実際の影響はこれよりも更に強いものである可能性があることにも触れた。

(5)節で議論を取りまとめるとともに、今後のあり得べき研究の方向について触れた。(矢崎敬人・後藤 晃)

2 未利用特許権の構造とその要因分析

企業が保有する知的財産権のうち、実際には利用されていないものが数多く存在する。そこで、本章の目的は、利用されていない特許権(以下、未利用特許と呼ぶ)に焦点をおいて、その実態を分析し、その原因の分析を試みた。まず、特許の利用率の企業規模別・市場別(国内・海外市場)・産業別の集計結果から以下の事実が明らかになった。第一に、企業規模が大きくなると自社実施率及び(他社実施を含めた)実施率が低下し、また、国内特許の方が海外特許よりも実施率が低い。次に、産業別に自社実施率には大きな格差があり、医薬品では最も低く、建設業で最も高い。最後に、中小企業の方が自社実施している特許のうち、専ら自社排他実施をし、また自社実施で利用できなかった特許を他社許諾し、未利用特許を開放する意志が強い。

次に、知的財産の利用について以下の四つの仮説を提示した。

- (1) 補完資産の優位性
- (2) 研究開発の非効率性
- (3) 先制的特許取得(preemptive patenting)とカニバリゼーション懸念(cannibalization concern)による不実施(戦略的な休眠特許)
- (4) リアルオプション価値

補完資産の優位性は、保有されている特許を与件とすれば利用率を高めるが(事後効果)、それが研究開発を促進し、より多くの特許の取得を促す効果もあり(事前効果)、未利用率を高めるかどうかは事前の効果が事後の効果を上回るかどうか依存している。

次にこの理論モデルに基づいた簡単な推計から、以下の分析結果を得た。企業規模(従業員数)の拡大は特許の実施件数に比べてその保有件数により大きな拡大効果があり、結果として未利用率を増大させる傾向がある。他方で、価格・コストマージンの上昇は、保有件数より実施件数により大きな拡大効果があり、未利用率を低下させる傾向がある。これらは以下の二つを示唆している。第一に、企業規模に関しては補完的な資産の事前効果が事後効果を上回っている可能性がある。第二に、価格・コストマージンが高い企業の未利用率が低いことは、戦略的な休眠特許が大企業の特許利用率を低めている原因である可能性は乏しいことを示唆する。

次に特許査定率が高い企業ほど、特許の保有件数も実施件数も統計的に有意に大きい、後者への効果がより大きいため、そのような企業の未利用率は低いとの結果が得られた。この結果は、研究開発の効率性も無視できない要因の一つであり、研究開発の効率性の評価には特許の質の評価が重要であることも示唆している。(長岡貞男・西村陽一郎)

3 知的財産活動と技術の専有可能性

企業の知的財産活動の決定に専有可能性や取引費用が大きく影響していると考えられるが、専有可能性や取引費用の大きさを決定するのは、技術それ自体の特性である。これまでに行われてきた実証分析ではデータの制約から、産業を技術特性に対応させていたが、産業の代理性は必ずしも高くない。本分析では、『知的財産活動調査』の企業別データを使用して、各企業の特許出願件数最大分野から、国際特許分類(IPC)に基づく12の技術分野別に集計した。この技術分野別集計を使って、研究開発分野の多角化、研究開発成果の特許化、及び技術取引の状況について、技術分野別にどのような特徴が見られるかを明らかにし、技術特性がどのような知的財産活動を導くのかを明らかにしている。

本分析の主要な結果を以下に記す。

○研究開発の多角化が進んでいる技術分野は、繊維・紙、電気・電子部品・半導体などである。今後の技術戦略とし

て、電気・電子部品・半導体などの分野を除く他の11技術分野では潜在的に多角化によるプレミアムが志向されている。

○研究関係従業員1人当たり企業グループ外の企業からの特許実施料収入が多い技術分野は、医薬品のほかに、土木・建設・建築、測定・光学・写真・複写機、電気・電子部品・半導体などの分野である。

○特許権所有件数に占めるクロスライセンスにより他社に特許実施許諾した割合は、測定・光学・写真・複写機、電気・電子部品・半導体、電子回路・通信技術などの分野で高い。

技術取引の適合性と必要性が高い技術分野においては、特許による専有可能性が確保され、特許の有効性が高いと考えられる。今回得られた、研究関係従業員1人当たり特許実施料収入の分析結果は、産業を対象とした先行研究の結果と符合している。したがって、企業の研究開発が技術取引の適合性と必要性が高い技術分野にどの程度シフトしているかを、研究関係従業員数で測った企業の研究開発活動の大きさから計測し得ることが期待される。

技術取引の必要性という観点からは、技術進歩が速くて製品の陳腐化が速い分野では特許実施料を支払って技術導入するインセンティブが大きい。多数の特許を使って製品が開発され、その後も次々と改良されていくような技術分野では、複数の企業が相互に補完的な技術を保有している状況がある。特許権所有件数に占めるクロスライセンスにより他社に実施許諾した割合は、専有可能性の高い研究開発を行っているとは判断するときの客観的な指標として利用できるのではと期待される。(舟岡史雄・徳井丞次・小谷田彦彦)

4 技術取引先の決定因としての能力格差と取引費用

本章では、企業がどのような要因で技術取引相手を選択しているのかを分析するため、潜在的な取引相手として国内企業と外国企業が存在している状況を想定し、両者間での選択問題を考えるため、技術導入あるいは技術供与の相手先として外国企業が占める比率を件数ベース、金額ベース、相手先企業数ベースで計り、その決定要因を「知的財産活動調査」(特許庁)の個票データを用いて実証的に検証した。

中心的な決定要因として分析するのは、①取引費用、②海外と日本との相対的な技術レベルの差、③当該企業の受容能力の三つである。

取引費用については、特許による専有可能性が低い産業に属する企業ほど、外国企業ではなく、モニタリングが容易な国内企業との技術取引(技術供与・導入)を愛好すると想定された(仮説1)。②については、国内の技術レベルに比べて海外の技術レベルが相対的に高い産業ほど、外国企業からの

技術導入が比率的に高いと想定された(仮説2)。③については、外国企業からの技術導入ほど高度な受容能力を要すると仮定されることから、受容能力の高い企業ほど外国企業からの技術導入が比率的に高いと想定された(仮説3)。

国内に比べての海外の技術レベルを、所属する業種における日米の研究開発集約度の比率、および国内特許における技術分野別の外国人出願比率の加重平均で測り、また受容能力を研究開発集約度や企業規模で測って回帰分析を行ったところ、仮説1についてはおおむね支持され、仮説2については統計的に有意な結果を得ることができず、また、仮説3については一部の分析においてのみ有意な結果を得た。また、グループ内での技術取引とグループ外との技術取引を分けた分析では、仮説1はグループ外取引についてのみ成立することが示され、グループ内取引は準内部取引であるため取引費用は大きな問題にならないものと推測された。(中村健太・小田切宏之)

5 イノベーションの決定要因としての知的財産権の側面に関する指標化の試み

本章では、イノベーションの決定要因としての知的財産権の特質に関する指標を設計し、計測された指標を用いてイノベーションの要因分析を試みた。分析結果は、今後のデータ処理に多くの課題を示唆するものとなった。

研究開発集約度に関する分析は、排他的実施であれ他社への実施許諾であれ、特許権を行使できることが、むしろ研究開発インセンティブを低下させることを示唆している。この一見不合理な結果が、真に統計的に意味のあるものならば、特許制度が持つネガティブな側面に対する検討を促すものとして受け取られるべきであろう。しかし、それに先立って、排他的実施率と実施許諾率のデータの間には、有効サンプルを132件まで絞っても、なお不整合な点が見られることから、更なる異常値のチェックが必要と考えられる。

特許実施率を代理指標として用いたプロダクト・イノベーションの要因分析では、特許集中度を説明変数とするモデルが適合しない結果となった。しかし、特許集中度は特許分散の程度に関する代理指標にすぎないため、この結果からアンチコモنزの悲劇の顕在化について何らかの判断を行うことは早計である。

本章は、独自の質問票調査データに基づいて行われた既往研究をトレースしようとしたものであるが、同様の分析を「知的財産活動調査」データから得られる代理指標によって行うことには、おのずから限界がある。しかし、ここで設計された代理指標を用いて、知的財産マネジメントに関する産業間の比較を行ったところ、興味深い差異も観測された。そのような新しい事実発見をもたらす指標を設計する上で、「知的財産活動調査」データは、多くの利用価値を残していることが示唆さ

れた。(永田晃也)

6 特許ライセンスの契約形態の決定要因

本章の目的は、特許ライセンスの決定要因を明らかにすることである。経済学的な分析においても理論的な分析が進んでいるにもかかわらず、データ不足ゆえに実証的な分析は十分に行われているとはいえない。本章では特許庁が2002年度から実施している承認統計『知的財産活動調査』の個票データを利用してライセンスの決定要因について分析した。なお特許ライセンスは主に製造業が行っていると考えられるため製造業に絞って分析を行った。Arora and Fosfuri (2003) は、実証分析との関連をより強く意識したライセンス・モデルを提案している。彼らのモデルによると、構造的要因としてライセンスに伴う取引費用の減少、プロパテントなどによるロイヤリティ収入の上昇はライセンスの頻度を増加させるが、製品差別化は企業のライセンスへのインセンティブを引き下げるといふ。また、製品市場におけるマーケット・シェアが高い企業は、ライセンスによるレントの減少効果が大きくなるため、ライセンスに消極的になるという結論を導いている。

われわれの推計結果によれば、マーケット・シェアはライセンス件数にプラスの影響を与えていた。一方、自社実施比率はマイナスの影響を与えていた。また、研究者・従業員比率はライセンス件数にプラスの影響を与えていた。また製品差別化はライセンスにマイナスの影響を、逆に技術の累積性が高い産業ではライセンスが多くなるという結果を得た。(大西宏一郎・岡田羊祐)

7 企業のマージン率と技術取引、環境関連活動の関係

本章では、製造業の企業を対象として、(1)利益率と、技術取引、ならびに環境関連活動との関係、(2)外国特許の所有性向の決定要因、の2点に関して実証分析を行った。

まず、収益率(マージン率)への影響については、通常の最小二乗法で推計を行った。有力な変数であるマーケット・シェアの有意な影響は見られなかったが、研究開発集約度との間でプラスの関係が見られた。技術取引に関しては、1人当たりロイヤリティ収入がマイナス、国内における自社権利の自社実施率がプラスという結果が得られたが、大企業に限ると有意ではなかった。また、企業の環境マネジメント規格であるISO14001の認証取得は、大企業の場合にはマージン率と正の相関が見られた。同時性の問題が残されているものの、環境マネジメントの導入が企業の利益率を高めることにつながるのであれば、環境ISOの導入を補助するなどの政策を施行することは、企業収益の面からも支持することができよう。

次に、外国特許所有性向の要因分析では、同様のサンプルを用い、Negative binomial回帰で推計を行った。企業規模

が大きいほど所有性向が高まり、更に、環境ISOの取得企業もその性向が強い。海外との取引や海外現地での事業活動が活発であることが背景の一つとして考えられる。他方、国内での自社実施率が高いような企業では、外国特許の実施に対して消極的であることがわかった。それに対し、1人当たりロイヤリティ収入が多い企業では、外国特許を所有している傾向があるとみられる。また、産業によってマイナスの影響とプラスの影響が明確に分かれており、外国特許所有には産業属性が大きく影響を及ぼしていることがわかった。(平岩幸弘・岡田羊祐)

8 特許係争対処のための事後費用と事前費用～知財費用における係争系費用と出願系費用の決定要因

平成14年度知的財産活動調査では、知財関連費用や、訴訟・警告など特許係争に関する貴重な統計調査がなされた。その結果、訴訟は、電気機械器具工業、機械工業などいわゆる技術累積的な産業に多いことが報告された。また、費用のうち特許出願費用の割合が大きいことが示された。本研究では、これらの結果に周辺情報を加えて再検討し、特許関連の費用、とりわけ係争関連費用と出願関連費用がどのような要因に影響されているかを探った。

まず、訴訟・警告・異議申立の件数は、技術分野別・産業別の特許1件当たりで比べると、電気・機械産業などではなく、むしろ化学産業などに多いことがわかった。回帰分析によって企業ごとの係争回数の決定要因を探ったところ、多くの特許を保有する大企業は異議申立を受ける数が多いことなどがわかったが、警告件数に対しては、特許保有数は有意な相関を持っていなかった。企業の係争関連費用の決定要因を同じく回帰分析で調べたところ、企業の特許保有総数が多いと係争系費用が高くなることがわかった。警告件数が多い場合、係争関連担当者数も多い、という結果も得られた。

また、出願関連費用の決定要因や、単年度の特許出願数の決定要因についても回帰分析を行ったところ、ある企業が直面する係争が多くなる時、その企業の特許出願が促進されると理解できる結果も得られた。ただし、以上の分析は、すべて互いに独立な回帰分析が可能であるという仮定のもとで行っており、計量分析手法は今後改善していく必要がある。

本研究の背後にある問題意識は、特許権が狭い範囲で稠密に成立することは、権利管理コストを上昇させ、また各企業が訴訟・警告・異議申立など係争に巻き込まれる危険を増大させるのではないかと、という心配であった。その危険への対策として各企業が多数の防衛出願をすることが更なる権利の錯綜状態をもし悪化させるとすれば、自己循環による社会的費用の増大を意味する。今回の結果の中では、その自己循環を強く支持する結果は得られなかった。しかし、出願費用が

増大しているという現状は、社会的に有益な発明の公開が増大しているということだけを意味するわけではないので、動向と決定要因に今後も注意する必要がある。(和田哲夫)

9 特許制度と研究開発型中小企業のイノベーション

特許制度は、生産や販売に関する経営リソースに乏しく、研究開発にその活動の重点を置いている研究開発型中小企業が、技術の専有可能性(appropriability)を確保する上で重要な制度である。ただしその一方で、特許権のライセンスング取引や特許権に関する紛争が生じた場合、中小企業は相対的に不利な立場に置かれているという考え方もある。

本章では、特許庁による知的財産活動調査の特許の実施状況と特許紛争に関するデータを用いて、特許制度と研究開発型中小企業のイノベーションに関する実証分析を行った。

特許の自社保有特許の実施については、企業規模が小さく企業年齢が若い企業は、自社実施割合が低く、他社実施割合が高いことが分かった。逆に、他社の特許の自社への実施については、大企業と比べて活発に行っていないという結果になった。経営資源の乏しい中小企業が、研究開発の成果を自前で実施して企業利益につなげていくことが困難であるため、他社へのライセンスングを活発化していることが現れている。特許制度はこのような外部技術マーケットを確立するものとして、特に経営資源に乏しい中小企業にとっては重要なものであるということができる。

また、特許紛争に関する分析の結果、企業規模が小さく、企業年齢の若い企業ほど紛争確率が高くなっていることが分かった。特許権実施に関する分析結果に見たように、中小企業は特許の他社へのライセンスングを積極的に行っていく必要がある。従って、特許紛争に巻き込まれる確率はおのずと高まるということが考えられる。今回の分析結果では、特許の質についてのコントロールができなかったが、中小企業がライセンス交渉において弱い立場にある可能性を示唆している。(元橋一之)

10 コンコードダンスの作成と比較・検討分析

技術の体系であるIPCと産業分類との体系をつなぐコンコードダンスは、OECD等により技術に関連する経済効果の算定を、効果的かつ効率的に行えるようにすることを目的として作成されている。

本章では、3つのコンコードダンスを対象として、相互の比較分析を行った。一つはOECD(Organization for Economic Cooperation and Development)が作成したコンコードダンス(OTC)である。現在このコンコードダンスがもっともスタンダードなものとなっている。OTCはYale大学のチームが作成したコ

ンコードダンス(YTC)の産業分類をSICからISICに変換したものである。もともとは、1972年～1995年の間における登録特許について、カナダ知的財産権庁の審査官が付与したIOM(Industry of manufacture)とSOU(Sector of use)と呼ばれる産業コードをベースにしている。

しかし、国、作成年の違いから、そのまま適用することには問題があり、知的財産活動調査から作成した粗い分類のコンコードダンス(知財統計ベース)を用いて、その差異を示した。OTCにはサービス産業がほとんど含まれておらず、またIPC第七版のナノテクノロジー分野や、日本が得意とするG06T分野が欠落しているため、わが国の技術構造を経済的に分析するための基礎資料としては過小な評価となる可能性がある。

更に、知財統計ベースのコンコードダンス自体にも、分類レベルの制約があるため、公開公報等を用いて、IPCクラスレベルのコンコードダンス(公開公報ベース)を作成した。知財統計ベースと公開公報ベースの比較を行うと、サンプル数の少ない業種では誤差が大きく出ているが、総計ではほぼ同等の傾向を示していることが示された。このことは、産業別のIPC出願傾向を外層的に把握する分析を実施する上では、知財統計ベースのコンコードダンスでも十分に適用可能であることを示していると言える。(中村達生・原田真紀子)

11 欧米におけるコンコードダンスの現状および将来展望

知的財産制度の強化(プロパテント政策)がマクロ経済又は企業経営へ及ぼす影響等を定量的に知ることは、今後の政策立案に際して重要である。

また、近年、適切な制度設計のあり方を考える上において、特許に関する経済分析と、そのための特許データベースの必要性が指摘されている。

ここで、経済的な分析を行う手段として、特許権がいかなる経済的影響を及ぼすかを推定する方法が考えられる。そのためには、まず個々の特許権が使用される産業の分類を知ることが必要となる。また、これら産業分類を手掛かりとして経済統計データと結合させることも必要である。

一方、特許権は、従来よりIPC等に代表される特許分類によって分類されている。この特許分類は、その技術的テーマを技術的観点から分類したものであり、そのままでは特許データを経済統計データへ連結することができない。

したがって、プロパテント政策のマクロ経済等への効果を明らかにするためには、特許分類と産業分類との関係を記述する対応表(コンコードダンス)が必要となる。

現在、このコンコードダンスをめぐる、世界の特許先進国において研究が進行中である。特に、最近、OECDコンコードダンス(*1)、及び、欧州の三つの研究機構(Fraunhofer ISI(ドイツ)、

(*1) [http://www.oilis.oecd.org/oilis/2002doc.nsf/linkto/dsti-doc\(2002\)5](http://www.oilis.oecd.org/oilis/2002doc.nsf/linkto/dsti-doc(2002)5)
http://www.wellesley.edu/Economics/johnson/oecd_wp2002-05.pdf

OST(フランス)、SPRU(英国))の共同開発によるコンコーダ
ンス^(*2)が公表され、斯界の注目を集めている。

そこで、本章においては、上記コンコーダンスについての
現状と問題点をまとめ、今後、わが国が本格的なコンコーダ
ンスを作成する場合に、どのような点に留意して作成すべき
かについて検討し、その将来像について展望することを目的
とする。(熊坂 晃)

Ⅲ 知的財産活動調査における調査票の あり方の検討

平成14年度知的財産活動調査の結果を平成16年度以降
の調査に反映すべく、調査票を中心として、知的財産活動調
査のあるべき姿について、委員各位よりご見解を頂いた。

その内容を「1.調査票」、「2.調査手法」、「3.拡大集計方
法」に大きく分類し、各々の分類を、さらに小分類に分け、表
形式にまとめた。

また、委員からのご見解に基づいて、下記参考資料の作
成を行った。

[参考資料1]「今後の知的財産活動調査のあり方について
(案)」

[参考資料2]「知的財産活動調査票(案)(甲:全数調査用)」

[参考資料3]「付録」

(事務局)

(担当:主任研究員 熊坂 晃)



(*2) http://www.isi.fhg.de/ti/Projektbeschreibungen/us-development_Concordance_e.htm